

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

(国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部 航空戦略室・首都圏空港課)

項 目 名	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	<p><b>【制度の概要】</b> 個人または法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）第 9 条第 1 項に規定する第二種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（以下「特騒法」という。）第 4 条第 1 項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある事業用資産について、土地等を当該区域外の土地等と買換え等した場合の譲渡所得の課税の特例措置。</p> <p><b>【要望の内容】</b> 令和 2 年度以降に新たに指定された区域については現行通り圧縮率を 80% としたうえで、特例措置の期限を延長する。</p> <p><b>【関係条文】</b> 租税特別措置法 第 37 条第 2 号イ・ロ、第 37 条の 4、 第 65 条の 7 第 2 号イ・ロ、第 65 条の 8、 第 65 条の 9、第 68 条の 79、第 68 条の 80</p>		
容	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	-	百万円 (▲110,300 百万円の内数) ( 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 航空機騒音による障害が著しい空港周辺の住民の騒音障害を解消するため、第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）について、当該区域内の住民の移転を促進することで騒音障害を受ける住民を減らす必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策評価体系における位置付け ・政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 ・施策目標 24「航空交通ネットワークを強化する」
		政策の達成目標	(特定飛行場) 飛行場周辺に残存する移転対象約 1100 件の移転をできる限り促進する。  (成田国際空港) 成田国際空港周辺に残存する移転対象約 1360 件の移転をできる限り促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	(所得税) 3年間(令和6年1月1日～令和8年12月31日) (法人税) 3年間(令和5年4月1日～令和8年3月31日)
		同上の期間中の達成目標	(特定飛行場) 令和5年度から令和7年度までの移転見込み 約10件  (成田国際空港) 令和5年度から令和7年度までの移転見込み 約300件
	有効性	政策目標の達成状況	(特定飛行場) 過去3年間の移転件数：11件 (令和元年度：8件、令和2年度：1、令和3年度：2件)  (成田国際空港) 過去3年間の移転件数：24件(令和元年度：4件、令和2年度：0件、令和3年度：20件)
		要望の措置の適用見込み	(特定飛行場) 令和5年度：一件 令和6年度：一件 令和7年度：一件  (成田国際空港) 令和5年度：12件 令和6年度：12件 令和7年度：12件
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置は、第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、地区内の住民の移転が促進され、空港周辺の騒音被害の解消が図られる。
		当該要望項目以外の税制上の措置	なし

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(予算上の措置等の要求内容) 建物等の移転補償及び土地の買入れ等に要する経費</p> <p>(令和5年度要求) 移転補償等事業 600百万円</p>																																
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>移転補償事業により、事業用資産を国に譲渡して第二種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)外に買換え等を行う場合、当該資産の譲渡益に課税された場合には、当該補償金による移転促進効果が減殺されることから、同区域の地域での買換え資産の取得を容易にするため、本措置により譲渡益に係る所得税又は法人税の一時的な負担を軽減することが重要である。</p>																																
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)からの移転については、騒防法第9条第1項及び特騒法第9条第1項において、特定飛行場又は特定空港の設置者による移転補償が規定されている等、政策体系の中で優先度の高いものとして明確に位置づけられている。</p> <p>本措置の内容は、直接的な減免ではなく課税の繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等と比して国庫への負担が少なく、移転補償事業に伴う事業用資産の買換え等について、当該資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負担を軽減することで、移転補償事業の促進を図るものであるため、政策目的を実現する手段としての的確であり、適切かつ必要最低限の措置である。</p>																																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(特定飛行場) (単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)</p> <table border="1" data-bbox="552 1205 1481 1451"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1 (2)</td> <td>79 (434)</td> <td>15 (100)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0 (1)</td> <td>0 (217)</td> <td>0 (50)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1 (1)</td> <td>176 (217)</td> <td>33 (50)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(成田国際空港) (単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)</p> <table border="1" data-bbox="552 1547 1481 1794"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0 (1)</td> <td>0 (217)</td> <td>0 (50)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0 (10)</td> <td>0 (2170)</td> <td>0 (500)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※前回要望時の適用件数及び減収額については、括弧内のおりである。</p> <p>適用数が当初に見込んだ件数に至らなかったが、成田国際空港周辺の新区域については今後一定数の適用が見込まれる</p>	年度	適用件数	適用額	減収額	令和元年度	1 (2)	79 (434)	15 (100)	令和2年度	0 (1)	0 (217)	0 (50)	令和3年度	1 (1)	176 (217)	33 (50)	年度	適用件数	適用額	減収額	令和元年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	令和2年度	0 (1)	0 (217)	0 (50)	令和3年度	0 (10)	0 (2170)	0 (500)
年度	適用件数	適用額	減収額																																
令和元年度	1 (2)	79 (434)	15 (100)																																
令和2年度	0 (1)	0 (217)	0 (50)																																
令和3年度	1 (1)	176 (217)	33 (50)																																
年度	適用件数	適用額	減収額																																
令和元年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																
令和2年度	0 (1)	0 (217)	0 (50)																																
令和3年度	0 (10)	0 (2170)	0 (500)																																
		<p>租特透明化法に基づく</p>	<p>令和2年度適用実態調査結果 ①租税特別措置法の条項： 第65条の7～第65条の9 第68条の79～第68条の80</p>																																

	適用実態 調査結果	<p>②適用件数 平成30年度： 2件 令和元年度： 1件 令和2年度： 3件</p> <p>③適用総額 平成30年度： 11百万円 令和元年度： 79百万円 令和2年度： 968百万円</p> <p>※うち、航空機騒音障害防止法及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に基づくものは、令和元年度に1件。 (買換特例の申請に必要な内外証明書の発行が有るため)</p>
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本措置により、第二種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)の住民の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与した。
	前回要望時の達成目標	<p>(特定飛行場) 令和2年度から令和4年度までの移転見込み 約30件</p> <p>(成田国際空港) 令和2年度から令和4年度までの移転見込み 約300件</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>(特定飛行場) 令和2年度から令和4年度までの移転見込み 約7件</p> <p>(成田国際空港) 令和2年度から令和4年度までの移転見込み 約100件</p> <p>申請者との丁寧な話し合いの中での双方の諸事情によるもの</p>
これまでの要望経緯		<p>昭和44年度 創設(6年間) 平成13年度 5年間延長</p> <p>昭和50年度 5年間延長 平成18年度 5年間延長</p> <p>昭和55年度 5年間延長 平成23年度 3年間延長</p> <p>昭和60年度 5年間延長 平成26年度 3年間延長</p> <p>平成元年度 1年間延長 平成29年度 3年間延長</p> <p>平成3年度 5年間延長 令和2年度 3年間延長(一部縮減)</p> <p>平成8年度 5年間延長</p>